

令和6年度から新型コロナウイルス感染症 予防接種が定期接種になりました



新型コロナウイルス感染症予防接種は、令和6年4月以降、個人の発病・重症化の防止と、そのまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期接種として実施されます。**個人予防目的のため、自ら接種を希望する場合にのみ受けてください。**

村では、定期接種の対象者が助成期間内に受ける接種費用を助成します。助成を希望する方は、必ず対象年齢に到達してから、助成期間内に接種してください。

接種については、接種を実施する医療機関へ直接ご予約ください。保健センターでは予約を受け付けませんので、ご注意ください。※実施医療機関など詳細は、予診票(9月下旬に郵送)に同封の案内文をご確認ください。

【申し込み・問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

助成期間▼ **10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで** ※接種回数は1回です。

対象等▼

対象	事前申請	その他
① 65歳以上の方 (接種日当日の年齢)	不要	▼昭和34年10月1日までに生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。 ▼昭和34年10月2日～昭和35年2月29日に生まれた方 満65歳になる日から2日後までを目安に予診票を郵送します。
	要	▼昭和35年3月1日～31日に生まれた方 電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
【ご注意ください！】 村の助成を受けて接種する場合は、必ず65歳の誕生日を迎えてから接種してください。		
② 60歳以上64歳以下で、 心臓・腎臓・呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	要	身体障害者手帳をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。

費用▼無料 ※令和7年度以降は自己負担額が必要となる可能性があります。

村から発送する予診票等▼

▲予診票(受診券)

▲接種済証

予診票(受診券)、接種済証、封筒は全て**ピンク色**です。
このほかの予診票等は使用できませんので、ご注意ください。

▲封筒

その他▼▽9月以降に転入した方(予診票が届かない方)は、保健センターへお問い合わせください。▽対象①・②に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせください。